

報 道 発 表

平成 19 年 2 月 26 日
横 浜 税 関

平成 18 年の横浜税関管内における密輸事犯等の概要について

1 . 不正薬物・銃砲等の密輸入事犯の摘発状況

平成 18 年の横浜税関における不正薬物の摘発は 17 件、押収量は覚せい剤、大麻草等が 21 kgであった。

平成 17 年には 70 kgの摘発があった大麻は、5 kgと減少しているものの、前年摘発のなかった覚せい剤は、商業貨物から大量の 14 kgを摘発した。

前年摘発のなかった銃砲は、12 丁を摘発した。

主な摘発事例

- (1) 「船舶乗組員が密輸入しようとした爆薬、けん銃、実包及び大麻等を摘発」
1 月 18 日、東京税関及び関係機関との連携の下で、大黒ふ頭に停泊していたフィリピン籍外国貿易船の乗組員らが密輸入しようとした爆薬 6 本、けん銃 11 丁、けん銃用実包 220 発、大麻 5,112.7g等を発見・摘発した。
- (2) 「米国来輸入貨物からけん銃及び実包を摘発」
5 月 1 日、大黒ふ頭荷さばき地において、アメリカ来貨物である中古モーターボートの検査により、キャビン内ベッドのマット下に隠匿されたけん銃 1 丁及びけん銃用実包 3 発を発見・摘発した。
- (3) 「中国来コンテナ貨物から覚せい剤を摘発」
11 月 30 日、本牧コンテナ検査場において、中国来コンテナ貨物の検査により、プラスチックドラム 1 個内の塩蔵わらびに収納隠匿された覚せい剤 14kgを発見・摘発した。

2 . その他の事犯

- (1) 「輸入豚肉に係る大口関税ほ脱事件を告発」
平成 16 年 5 月 10 日から同年 10 月 25 日までの間、151 回にわたり、川崎税関支署東扇島出張所等において、デンマークから外国産冷凍豚部分肉を輸入するにあたり、差額関税制度を悪用し、関税約 8 億 6,760 万円をほ脱していた豚肉輸入販売業者ら 2 社及び行為者 7 名を、平成 18 年 1 月 10 日、関税法違反(関税ほ脱罪)で告発した。
- (2) 「ロシア向けに密輸出しようとした中古自動車 39 台を摘発」
1 月 13 日までに、本牧埠頭出張所において、ロシア向けコンテナ貨物の検査により、密輸出しようとした中古自動車 39 台を発見・摘発し、平成 18 年 2 月、輸出業者ら 3 名を関税法違反等で検挙した。
- (3) 「中国来小包郵便物から著作権等侵害物品を摘発」
6 月 16 日から同月 20 日までの間に、川崎外郵出張所において、中国来外国郵便物 5 個から著作権等侵害物品 1,094 点を発見・摘発した。

連絡・問合せ先 横浜税関総務部税関広報広聴室 迎田 直通 : 045-212-6053 横浜税関調査部特別審理官(第一担当) 川合 直通 : 045-212-6080

横浜税関における社会悪物品等の摘発実績

平成19年2月26日
横 浜 税 関

主な社会悪物品の密輸入事犯の摘発実績(全国・横浜)

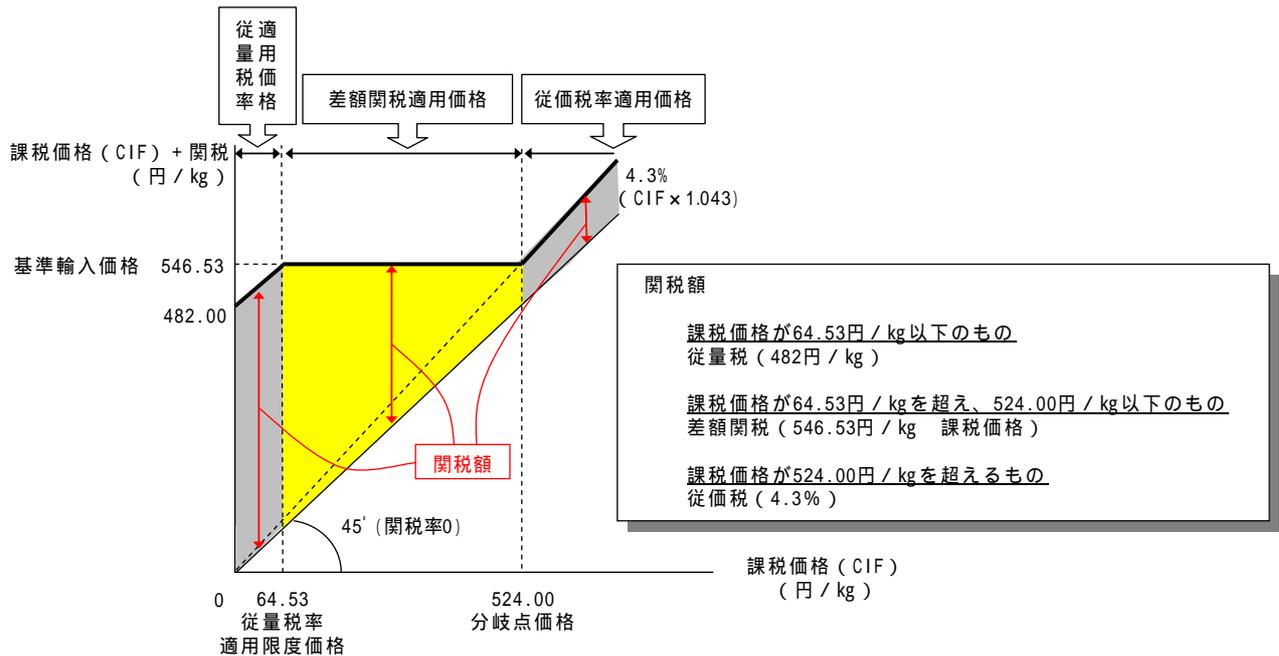
種類	年	平成14年		平成15年		平成16年		平成17年		平成18年		前年比	
			横浜		横浜		横浜		横浜		横浜		横浜
覚せい剤	件	20	-	76	1	103	4	33	-	82	1	248%	全増
	kg	408	-	327	260	385	146	88	-	140	14	159%	全増
大麻	件	276	10	355	27	314	17	243	23	195	13	80%	57%
	kg	476	54g	766	9	888	1	588	70	196	5	33%	7%
大麻草	件	191	8	233	24	242	12	178	13	136	13	76%	100%
	kg	261	36g	436	9	597	1	385	42	130	5	34%	12%
大麻樹脂	件	85	2	122	3	72	5	65	10	59	-	91%	全減
	kg	215	18g	330	51g	291	342g	203	28	66	-	33%	全減
ヘロイン	件	15	-	9	-	3	-	3	-	3	-	100%	-
	kg	19	-	5	-	0	-	0	-	2	-	1806%	-
コカイン	件	12	-	11	-	19	-	5	-	12	-	240%	-
	kg	14	-	0	-	83	-	2	-	7	-	415%	-
あへん	件	3	-	2	-	6	-	3	-	6	1	200%	全増
	kg	2	-	4	-	1	-	0	-	27	2	6669%	全増
MDMA	件	35	-	43	2	54	2	25	1	30	-	120%	全減
	千錠	172	-	368	519錠 0.13g	401	50	234	0.31g	115	-	49%	全減
向精神薬	件	89	2	58	-	63	19	28	-	50	2	179%	全増
	千錠	60	5	16	-	27	1	15	-	27	1	184%	全増
合計	件	450	12	554	30	562	42	340	24	378	17	111%	71%
	kg	918	54g	1,104	269	1,358	147	679	70	377	21	56%	30%
	千錠	233	5	385	519錠	429	51	249	-	142	1	57%	全増
参考(使用回数)	万回	1,884	-	1,597	-	2,015	-	606	-	629	-	104%	-
銃砲	件	8	-	9	3	4	2	2	-	4	2	200%	全増
	丁	13	-	12	7	5	3	4	-	15	12	375%	全増
銃砲部品	件	3	1	7	-	1	1	0	-	2	-	全増	-
	点	4	1	13	-	1	1	0	-	3	-	全増	-

- (注)1. 数字は摘発ベースのものであり、税関が摘発した密輸事件に係る押収量の他、警察等他機関が摘発した事件で、税関が当該事件に関与したものに係る押収量を含む。
 2. 覚せい剤は、覚せい剤及び覚せい剤原料の合計数量を示す。
 3. MDMAは、MDMA及びMDA等の合成麻薬の合計数量を示す。
 4. 使用回数は、乱用者の通常の一回分使用量をもとに換算したものである。(覚せい剤：0.03g、大麻草：0.5g、大麻樹脂：0.1g、ヘロイン：0.01g、コカイン：0.03g、あへん：0.3g、MDMA及び向精神薬：1錠)

横浜税関における主な摘発事例（平成 18 年）

1 デンマーク来輸入豚肉に係る大口関税ほ脱事件を告発

平成16年5月10日から同年10月25日までの間、151回にわたり、川崎税関支署東扇島出張所等において、デンマーク来外国産冷凍豚部分肉を輸入するにあたり、差額関税制度を悪用し、関税約8億6,760万円をほ脱していた豚肉輸入販売業者ら2社及び行為者7名を、平成18年1月10日、関税法違反(関税ほ脱罪)で告発した。



2 中国来の商標権侵害物品不正輸入事件を告発

平成17年4月20日に、本牧埠頭出張所において中国来貨物の検査により、「NIKE」他3社が権利を有する商標に類似した商標を付した商標権を侵害するTシャツ16,341枚を発見・摘発し、平成18年2月3日、輸入業者ら3名を関税法違反(輸入してはならない貨物密輸入罪)で告発した。



3 ロシア向けに密輸出しようとした中古自動車39台を摘発

平成18年1月13日までに、本牧埠頭出張所において、ロシア向けコンテナ貨物の検査により、密輸出しようとした中古自動車39台を発見・摘発し、平成18年2月、輸出業者ら3名を関税法違反(虚偽申告罪)等で検挙した。



4 船舶乗組員が密輸入しようとした爆薬、けん銃、実包及び大麻等を摘発

平成18年1月18日、東京税関、警視庁本部、神奈川県警察本部及び第三管区海上保安本部との連携の下で、大黒ふ頭に停泊していたフィリピン籍外国貿易船の乗組員らが密輸入しようとした、爆薬6本、けん銃11丁、けん銃用実包220発、大麻5,112.7g等を発見・摘発した。



5 カナダ来外国郵便物から大麻16.35gを摘発

平成18年2月23日、川崎外郵出張所において、カナダ来外国郵便物に隠匿された大麻16.35gを発見・摘発し、平成18年3月24日、カナダ人男1名を関税法違反(輸入してはならない貨物密輸入罪)で告発した。



6 アメリカ来外国郵便物から大麻25.59gを摘発

平成18年3月29日、川崎外郵出張所において、アメリカ来外国郵便物に隠匿された大麻25.59gを発見・摘発した。



7 アメリカ来貨物からけん銃1丁及び実包3発を摘発

平成18年5月1日、大黒ふ頭荷さばき地において、アメリカ来貨物である中古モーターボートの検査により、キャビン内ベッドのマット下に隠匿されたけん銃1丁及びけん銃用実包3発を発見・摘発した。



8 アメリカ来外国郵便物から大麻4.68gを摘発

平成18年5月16日、川崎外郵便出張所において、アメリカ来外国郵便物に隠匿された大麻4.68gを発見・摘発した。



9 中国来外国郵便物から著作権等侵害物品を摘発

平成18年6月16日から同月20日までの間に、川崎外郵出張所において、中国来外国郵便物5個から、著作権及び商標権侵害物品1,094点を発見・摘発し、平成19年1月26日、衣料品雑貨類輸入販売業者及びその会社役員2名を関税法違反(輸入してはならない貨物密輸入罪)で告発した。



10 中国来コンテナ貨物から覚せい剤14kgを摘発

平成18年11月30日、本牧コンテナ検査場において、中国来コンテナ貨物の検査により、プラスチックドラム1個内の塩蔵わらびに収納隠匿された覚せい剤14kgを発見・摘発し、平成19年2月8日、輸入業者1名を関税法違反(輸入してはならない貨物密輸入罪)で告発した。

